第3回障害児通所支援に関する検討会

令和4年9月29日

資料4

児童発達支援センターの主な検討事項(案)

主な検討事項(案)_①

- I 「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)施行後の、児童発達支援センターの 方向性について
- 1. **児童発達支援センターに求められる中核機能が発揮されるための人材配置、地域の事業所に対する相談・援助等の在り方について、どう考えるか。**また、児童発達支援センターを中心に、地域の障害児通所支援事業所全体の質の底上げを図っていくための仕組みについて、どう考えるか。 さらに、「福祉型」と「医療型」のセンターの一元化後の方向性について、どう考えるか。

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理(令和3年12月16日) (P7より抜粋)

- 児童発達支援センターについては、当該センター以外の施設との役割・機能の違いが明確でないため、多様な障害等への専門的機能を強化し、 児童発達支援事業所等に対する助言その他の援助を行う機関として、以下のような機能・役割を担うべきであることを明確化すべきである。
- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能(児童発達支援センターが障害児通所支援事業所に対し、支援内容等への助言・援助等を行う機能)
- ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能 また、こうした役割・機能を総合的に果たすため、「児童発達支援センター」は、「保育所等訪問支援」や「障害児相談支援」としての指定を併せ て有することを原則とする方向で検討する必要がある。

「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書(令和3年10月20日) (P6、7より抜粋)

児童発達支援センターを中心に、地域の障害児通所支援事業所全体の質の底上げが図られていくよう、

- ・地域の障害児通所支援事業所が参加する研修や支援困難事例の共有・検討
- ・市町村や地域の自立支援協議会の子ども部会との連携7

等の実施を促進する仕組みを併せて検討していくことにより地域社会に障害児支援の意義や専門性を伝えていく役割が必要である。

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理(令和3年12月16日)(P7、8より抜粋)

〇 「児童発達支援」について、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにするという障害児通所支援の理念をさらに 進めるため、「福祉型」と「医療型」に区別せずに一元化する方向とし、全ての児童発達支援事業所において肢体不自由児以外も含めた障害児全般 に対する支援を行うべきである。

「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)施行後の、 児童発達支援センターの方向性について

1. センターの中核機能について

(1) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能について(※機能①)

(検討の視点の例)

- ・ 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援を行う対象は「重度の障害や重複する障害のある児童や、要支援・要保護児童等」の様々な課題を抱える障害児・家族と考えられるが、他に対象となり得る障害児は考えられるか。 また、これらの障害児・家族に対して具体的にどのような支援を行うことが考えられるか。
- この支援を行うために、現時点で配置を評価されている専門職の他に必要な職種は考えられるか。
- (2) 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能(児童発達支援 センターが障害児通所支援事業所に対し、支援内容等への助言・援助等を行う機能)について (※機能②)

(検討の視点の例)

- スーパーバイズ・コンサルテーションの対象は、「事業所を利用している障害児(ケースへの支援)」と「事業所等(施設への支援)」が考えられるがどうか。
- これらの対象に対して、それぞれどのような助言・援助等をどこまで行うイメージか。
- ・ 事業所に対し、スーパーバイズ・コンサルテーションを行うにあたり、どのような人材(経験年数等)が担うの が相応しいと考えるか。
- 放課後等デイサービスを運営していないセンターについても、子ども等について多面的な視点を得るという観点から、学童期・思春期のスーパーバイズ・コンサルテーションを行うとしてはどうか。その際に、より機能を果たすためにどのような方策が考えられるか。
- ・ 保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援についても、子ども等について多面的な視点を得るという観点から、 スーパーバイズ・コンサルテーションを行うとしてはどうか。その際に、より機能を果たすためにどのような方策 が考えられるか。

1. センターの中核機能について<u>(続き)</u>

(3) 地域の発達支援に関する入口としての相談機能について(※機能④)

(検討の視点の例)

- ・ 保護者自身が子どもの発達に不安を感じたり、育児不安を抱えているような「気付き」の段階にある子どもや 家族に対し、センターが対応する際に、センターが担うべき発達支援に関する入口の相談機能とは、一般施策側 との関係を含め、具体的にどのような対応をイメージしているか。
- 相談を受けた後、適切な支援に結びつけるためには、どのような体制や方策が考えられるか。

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理」(令和3年12月16日)(P7より抜粋)

児童発達支援センターについては、当該センター以外の施設との役割・機能の違いが明確でないため、多様な障害等への専門的機能を強化し、児童 発達支援事業所等に対する助言その他の援助を行う機関として、以下のような機能・役割を担うべきであることを明確化すべきである。

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能(児童発達支援センターが障害児通所支援事業所に対し、支援内容等への助言・援助等を行う機能)
- ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能 また、こうした役割・機能を総合的に果たすため、「児童発達支援センター」は、「保育所等訪問支援」や「障害児相談支援」としての指定を併せて有することを原則とする方向で検討する必要がある。

1. センターの中核機能について(続き)

(4) 児童発達支援センターが、今後は障害児支援において地域の中核的機能を担うことになるが、具体的にどのような体制整備の方向性が考えられるか。

(検討の視点の例)

- ・ 現在設置されている児童発達支援センター全てが、中核的機能の4つ全てを担う体制をどのように整えるか。 その際、多様な専門職を常に配置しておく必要性についてどう考えるか。また、現状の設置されているセンター 間で機能の差がある中どのような方策が考えられるか。
- 児童発達支援センターが設置されていない地域については、どのような対応が考えられるか。例えば、地域に応じた代替案を可能とする等も考えられるか。
- 地域の体制整備を行う際には、市町村や都道府県等が中心となって進めることになるが、その関わり方や効果的な方策についてどう考えるか。

「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書」(令和3年10月20日)(P6より抜粋)

障害児通所支援の現状として、地域の中で、一つ一つの児童発達支援事業所・放課後等デイサービスの事業所が、非連続な「点」としてそれぞれ独自に支援を行っており、障害のある子どもの発達支援を行う地域資源としての全体像が把握されず、多様な支援ニーズを有する障害児と各事業所とのコーディネートが適切になされていないという課題がある。

児童発達支援センターがこうした役割・機能を総合的に果たすことによって、地域資源が「面」として把握・コーディネートされ重層的に地域の体制が整備されていくことが望まれる。

2. 福祉型、医療型の一元化後の方向性について

○ 福祉型と医療型が一元化され、令和6年4月より施行となるが、一元化後の児童発達支援センターの 基準等について、具体的な方向性としてどのようなことが考えられるか。

(検討の視点の例)

- ・ 現在の医療型のセンターについては、一元化後も併設される診療所において医師の指示の下、肢体不自由児に対してリハビリが提供出来る仕組みを残しつつ、更に「遊び」を通した様々な領域の発達支援を行いやすい環境を 進めるという観点から、人員基準や設備基準については、現在の福祉型を踏まえ保育士・児童指導員を手厚くす る方向ではどうか。
- 今回この間の障害児通所支援の理念を踏まえ、福祉型と医療型の一元化の法改正を行ったが、現在の福祉型については、指定種別(障害児、主に難聴、主に重心)ごとに基準等が分かれている現状があるが、この取扱いについては今後どのような方向性が考えられるか。
- ・ 障害種別に関わらず、身近な地域で支援を受けられることを目指し一元化の法改正を行った中で、今後それぞれの特性に対して必要な専門性(例えば難聴、重心、強度行動障害等)を担保していくためには、どのような体制整備を行う必要があると考えられるか。

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理」(令和3年12月16日)(P7、8より抜粋)

「児童発達支援」について、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにするという障害児通所支援の理念をさらに進めるため、「福祉型」と「医療型」に区別せずに一元化する方向とし、全ての児童発達支援事業所において肢体不自由児以外も含めた障害児全般に対する支援を行うべきである。